

死亡届に関する諸手続きについて

本日、届出いただきました死亡届に関連して、該当するものがあれば、手続きが必要となります。

次に行かれる窓口の番号券をエレベーター前の発券機でお受け取りください。

順番どおりにお客様をお呼びできるよう、1つの窓口をご利用されるごとに、番号券を1枚だけお渡しさせていただきます。

関係課・係	場所	手 続 項 目	必要なもの
高齢介護課	3階	介護保険証の返却	被保険者証
医療保険課	3階	後期高齢者医療 ・資格喪失届 ・葬祭費の申請	被保険者証・届出者の印鑑(届出者と喪主が異なる場合は喪主の印鑑も必要) 喪主の振込先のわかるもの・会葬礼状か葬儀費用領収書
		国民健康保険 ・葬祭費の申請	被保険証・印鑑・喪主の振込先のわかるもの・会葬礼状か葬儀費用領収書
障がい者支援課	3階	障がい者手当等	障がいに係る手帳等
上下水道部 営業課お客様係	上植野 浄水場	水道の閉栓等	お電話にてお問合せ下さい。 ☎075-874-3421

※国民年金1号加入中の方及び障害基礎年金受給中の方は、手続きが必要な場合がありますので、市民課年金係へお問い合わせください。上記以外の年金については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

※印鑑登録をされていた方は、死亡届を出していただいた時点で抹消されます。

登録証は破棄していただくか、窓口へお持ちいただければ回収させていただきます。

死亡届の記載事項証明書について

記載事項証明書の交付は、法律による制限があり、原則として非公開ですが、特別な理由がある場合のみ、一定の利害関係人に対して公開されます。※いずれの場合も、年金証書や簡易保険証書など、死亡者の氏名・証書内容がわかるものの提示が必要になります。

【東向日別館内案内図】

